

きの十月三日に出された、いわゆる「十・三 五氏連名決議文」に関して、私は次の理由により白紙撤回する。

一、学会内部における当時の状況から判断して、主観的かつ客観的にその妥当性が欠如していた。

なぜなら、当日の総会が、その前日からの継続審議であり、事実、時間切れで中断せざるを得なかった山口・河野両学会員の議論が最良の結論と認められ、思われなかったからである。

さらに、偏向、定款違反問題が、これまでの編集会議及び総会などにおいて問題となつたことがなく、唯一、二日の総会の席上で、金成学会員の「今の新聞は偏向している」との発言がなされたのみで、その時に至るまでは問題とされてこなかった。そして、一部の人間が恣意的に偏向を企図するような体制も編集部においてはとられていなかった。

従って、同決議文に見られる方針は決定するものでは決して

ような編集会議についての討論の努力が無意味であるとの結論は、二日の総会における上述の状況からしても正当性を欠いて

いた。

一、定款の無視に関しては、いわゆる「定款の弾力的運用」(二日の総会において編集部の方向性として)

うするようが確保された。

一、以上の諸点に相まって、私の内部における問題として、友人に対する義理にとらわれる

余り、自らの主体性を自ら封じ

たことが同決議文署名に大きく影響したと思われ。

一、以上述べた理由からして、十三決議文は、私の責任の負えないものであ

ることを率直に認め、従って同

文に関する私の立場として全面

白紙撤回する。また、私自身、

これまでの編集会議などの討論

の場において、自らの態度をあまりに

いまいにしていたことは深く反省するものである。最後に、以上

のことを考えるならば、われわれの

のこころざしを望む。

昭和45年11月13日 N署名

◆資料A◆

十・三決議文の全面白紙撤回者

一、以上述べた理由からして、十三決議文は、私の責任の負えないものであ

ることを率直に認め、従って同

文に関する私の立場として全面

白紙撤回する。また、私自身、これまでの編集会議などの討論の場において、自らの態度をあまりに

いまいにしていたことは深く反省するものである。最後に、以上

のことを考えるならば、われわれのこころざしを望む。

昭和45年11月13日 N署名